

修正前

基本・風水害対策編  
第3章 災害応急対策  
第17節 輸送対策

頁  
172

第3 緊急輸送対策

災害時における被災者の避難、応急対策に必要な人員及び物資の輸送等の確実を期するため、緊急輸送用車両及び船舶等の確保と、この有効・適切な利用を図る。

1 緊急輸送車両等の確保《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

- (1) 本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両による。
- (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、各局等が保有するものについては道路交通局が、区が保有するものについては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。  
なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。
- (3) 市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あっせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。
- (4) 区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。
- (5) 市災害対策本部長は、前記(3)による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、次に掲げる機関に連絡し、あっせんを依頼し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

輸送機関	協力機関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部
船舶輸送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所

- (6) 上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

2～5（略）

修正後

修正理由

- 災害対策基本法の改正（平成25年6月21日）に伴い、被災者の運送対策の充実を図るため、県に対する被災者の運送の要請を追加する。

第3 緊急輸送対策

災害時における被災者の避難、応急対策に必要な人員及び物資の輸送等の確実を期するため、緊急輸送用車両及び船舶等の確保と、この有効・適切な利用を図る。

1 緊急輸送車両等の確保《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

- (1) 本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両による。
- (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、各局等が保有するものについては道路交通局が、区が保有するものについては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。  
なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。
- (3) 市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あっせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。
- (4) 区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。
- (5) 市災害対策本部長は、前記(3)による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、次に掲げる機関に連絡し、あっせんを依頼し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

なお、大規模災害時等においては、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する被災者の運送の要請又は指示について、県に要請する。

輸送機関	協力機関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部
船舶輸送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所

- (6) 上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

2～5（略）

修正前

震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	
第17節 輸送対策	199

第2 緊急輸送車両等の確保等

1 緊急輸送車両等の確保《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

(1) 本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両等による。

(2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、各局等が保有するものにあつては道路交通局が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。

なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。

(3) 市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あっせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。

(4) 区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。

(5) 市災害対策本部は、前記(3)による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、社団法人広島県トラック協会に対し、「大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定」(資料編参考 20)に基づき、災害応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送を、社団法人広島県バス協会に対し、「大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定」(資料編参考 21)に基づき、災害応急対策の実施に必要な被災者等の緊急輸送を、広島地区旅客船協会に対し、「災害時における船舶輸送に関する協定」(資料編参考 22)に基づき、災害応急対策の実施に必要な人員及び資機材等の緊急海上輸送を、それぞれ要請する。

(6) 前記(5)の協力要請を行っても、所要車両等が不足し、緊急輸送に支障をきたす場合には、市災害対策本部は、緊急輸送を行うため、次に掲げる機関に連絡し、あっせんを依頼し、緊急輸送の確保に努める。

輸送機関	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、その他関係機関(県、他市町村等)
鉄 軌 道 輸 送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社
船 舶 輸 送	中国運輸局、広島海上保安部、その他関係機関(県、他市町村等)
航 空 輸 送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、県広島ヘリポート管理事務所

(7) 上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

修正後

修正理由

○ 災害対策基本法の改正(平成 25 年 6 月 21 日)に伴い、被災者の運送対策の充実を図るため、県に対する被災者の運送の要請を追加する。

第2 緊急輸送車両等の確保等

1 緊急輸送車両等の確保《道路交通局道路管理課、消防局防災課》

(1) 本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両等による。

(2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は、各局等が保有するものにあつては道路交通局が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。

なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。

(3) 市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あっせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。

(4) 区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。

(5) 市災害対策本部は、前記(3)による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、社団法人広島県トラック協会に対し、「大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定」(資料編参考 20)に基づき、災害応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送を、社団法人広島県バス協会に対し、「大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定」(資料編参考 21)に基づき、災害応急対策の実施に必要な被災者等の緊急輸送を、広島地区旅客船協会に対し、「災害時における船舶輸送に関する協定」(資料編参考 22)に基づき、災害応急対策の実施に必要な人員及び資機材等の緊急海上輸送を、それぞれ要請する。

(6) 前記(5)の協力要請を行っても、所要車両等が不足し、緊急輸送に支障をきたす場合には、市災害対策本部は、緊急輸送を行うため、次に掲げる機関に連絡し、あっせんを依頼し、緊急輸送の確保に努める。

なお、大規模災害時等においては、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する被災者の運送の要請又は指示について、県に要請する。

輸送機関	協 力 機 関
自動車輸送	中国運輸局、その他関係機関(県、他市町村等)
鉄 軌 道 輸 送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社
船 舶 輸 送	中国運輸局、広島海上保安部、その他関係機関(県、他市町村等)
航 空 輸 送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、県広島ヘリポート管理事務所

(7) 上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  191
--	--------------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》  
1～3 (略)  
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等  
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(財) 広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 広医会、(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 藤田長生会、(社福) 広島光明学園、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 古家真会、(社福) 光清学園、(社福) 三篠会、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の家、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) IGL学園福祉会、(社福) 慈光会、(社福) 信々会、(社福) 和楽会、(社福) 広島良城会、(社福) 正仁会、(社福) かつぎ会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニック、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 芸南福祉会、(社福) 順源会、(社福) 広島博愛会、(社福) 平和会、(社福) 双樹会	資料編参考 36 資料編参考 38 資料編参考 43
(略)	(略)	(略)

修正後

修正理由 ○ 福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定を締結したことから、協力要請先に追加する。 ○ 福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等について協定を締結したことから、協力要請先に追加する。
---

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》  
1～3 (略)  
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等  
下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(財) 広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 広医会、(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 交響、(社福) 藤田長生会、(社福) 広島光明学園、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 古家真会、(社福) 光清学園、(社福) 三篠会、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の家、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) IGL学園福祉会、(社福) 慈光会、(社福) 信々会、(社福) 和楽会、(社福) 広島良城会、(社福) 正仁会、(社福) かつぎ会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニック、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 芸南福祉会、(社福) 順源会、(社福) 広島博愛会、(社福) 平和会、(社福) 双樹会、(社福) つつじ	資料編参考 36 資料編参考 38 資料編参考 43 資料編参考 53
(略)	(略)	(略)
福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等 《健康福祉局健康福祉企画課》	(公社) 広島県介護福祉士会、(公社) 広島県社会福祉士会	資料編参考 54 資料編参考 55

修正前

震災対策編	頁
第3章 震災応急対策	
第25節 応援要請及び協力要請	223

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》  
1～3 (略)  
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等  
下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(財) 広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 広医会、(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 藤田長生会、(社福) 広島光明学園、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 古家真会、(社福) 光清学園、(社福) 三篠会、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) IGL学園福祉会、(社福) 慈光会、(社福) 信々会、(社福) 和楽会、(社福) 広島良城会、(社福) 正仁会、(社福) かつき会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 芸南福祉会、(社福) 順源会、(社福) 広島博愛会、(社福) 平和会、(社福) 双樹会	資料編参考 36 資料編参考 38 資料編参考 43
(略)	(略)	(略)

修正後

修正理由  
○ 福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定を締結したことから、協力要請先に追加する。  
○ 福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等について協定を締結したことから、協力要請先に追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》  
1～3 (略)  
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等  
下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
福祉避難所の設置及び管理運営 《健康福祉局健康福祉企画課》	(財) 広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 広医会、(社福) 広島常光福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 交響、(社福) 藤田長生会、(社福) 広島光明学園、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 古家真会、(社福) 光清学園、(社福) 三篠会、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) IGL学園福祉会、(社福) 慈光会、(社福) 信々会、(社福) 和楽会、(社福) 広島良城会、(社福) 正仁会、(社福) かつき会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 芸南福祉会、(社福) 順源会、(社福) 広島博愛会、(社福) 平和会、(社福) 双樹会、(社福) つつじ	資料編参考 36 資料編参考 38 資料編参考 43 資料編参考 53
福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等 《健康福祉局健康福祉企画課》	(公社) 広島県介護福祉士会、(公社) 広島県社会福祉士会	資料編参考 54 資料編参考 55
(略)	(略)	(略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 自主防災体制の整備	頁  41
<p>第3 消防団の充実強化</p> <p><u>消防団については、消火・救助活動や地域の防災リーダーとしての役割に対する期待は大きいものがあり、防災情報と災害発生の関連や安全管理等に関する研修の充実、消防団施設、災害活動及び安全対策並びに情報連絡に関する装備の充実、公務員・農協職員のほか大学生などの若年層や女性の団員への参加促進等により、消防団の活性化の推進を図る。</u></p> <p><u>また、地域と一体となった防災訓練や各種行事の実施等により地域との連携を強化する。</u></p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が、平成25年12月13日に公布・施行されたことに伴い、消防団の充実強化に関する事項をより明確化した内容に修正する。</p>
<p>第3 消防団の充実強化</p> <p><u>東日本大震災をはじめ、地震、局地的豪雨等による災害が各地で頻発し、消防団や自主防災組織の活動など、地域防災の重要性はますます増大している。このため、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団のより一層の充実強化を図る。</u></p> <p>1 <u>消防団の強化</u></p> <p><u>消防団は、将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとの認識のもと、消防団の強化を一層推進する。</u></p> <p>2 <u>消防団への入団促進</u></p> <p><u>自らの地域は自らで守るという住民の意識の啓発を図り、消防団への積極的な入団を促進する。特に、将来の地域防災を担う若年層や地域コミュニティとの結びつきが強い女性の入団を促進する。</u></p> <p>3 <u>事業所の協力体制の推進</u></p> <p><u>消防団員の被雇用者の割合が年々増加していることから、事業所に勤務する消防団員が活動しやすい環境や事業所の従業員が消防団へ入団しやすい環境とするため、事業所の消防団に対する理解と協力を得るための取組を推進する。</u></p> <p>4 <u>消防団車庫、車両及び装備</u></p> <p><u>地域における消防団活動の拠点となる消防団車庫の建替及びポンプ車の更新等を計画的に行うとともに、災害活動及び安全対策並びに情報連絡等に関する装備の充実を図る。</u></p> <p>5 <u>消防団員の教育訓練</u></p> <p><u>消防団員の安全確保及び能力の向上を図るため、消防団員の教育訓練を充実するとともに、消防団員が参加しやすい環境整備を推進する</u></p>

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁  48
<p><b>第3 消防団の充実強化</b></p> <p><u>消防団については、消火・救助活動や地域の防災リーダーとしての役割に対する期待は大きいものがあり、防災情報と災害発生との関連や安全管理等に関する研修の充実、消防団施設、災害活動及び安全対策並びに情報連絡に関する装備の充実、公務員・農協職員のほか大学生などの若年層や女性の団員への参加促進等により、消防団の活性化の推進を図る。</u></p> <p><u>また、地域と一体となった防災訓練や各種行事の実施等により地域との連携を強化する。</u></p>	

修 正 後
<p><b>修 正 理 由</b></p> <p>○ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が、平成25年12月13日に公布・施行されたことに伴い、消防団の充実強化に関する事項をより明確化した内容に修正する。</p>
<p><b>第3 消防団の充実強化</b></p> <p><u>東日本大震災をはじめ、地震、局地的豪雨等による災害が各地で頻発し、消防団や自主防災組織の活動など、地域防災の重要性はますます増大している。このため、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団が、その中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団のより一層の充実強化を図る。</u></p> <p><b>1 消防団の強化</b></p> <p><u>消防団は、将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとの認識のもと、消防団の強化を一層推進する。</u></p> <p><b>2 消防団への入団促進</b></p> <p><u>自らの地域は自らで守るという住民の意識の啓発を図り、消防団への積極的な入団を促進する。特に、将来の地域防災を担う若年層や地域コミュニティとの結びつきが強い女性の入団を促進する。</u></p> <p><b>3 事業所の協力体制の推進</b></p> <p><u>消防団員の被雇用者の割合が年々増加していることから、事業所に勤務する消防団員が活動しやすい環境や事業所の従業員が消防団へ入団しやすい環境とするため、事業所の消防団に対する理解と協力を得るための取組を推進する。</u></p> <p><b>4 消防団車庫、車両及び装備</b></p> <p><u>地域における消防団活動の拠点となる消防団車庫の建替及びポンプ車の更新等を計画的に行うとともに、災害活動及び安全対策並びに情報連絡等に関する装備の充実を図る。</u></p> <p><b>5 消防団員の教育訓練</b></p> <p><u>消防団員の安全確保及び能力の向上を図るため、消防団員の教育訓練を充実するとともに、消防団員が参加しやすい環境整備を推進する</u></p>

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第18節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施	頁  76
第1 自主防災組織の実践活動の促進 (略)	
1 防災知識等の普及・啓発 地震発生時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知する必要があることから、「市民防災対応マニュアル」、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム(GIS)の活用による防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD _____等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。 また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 2～5 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、自主防災組織を対象とした講習会・講演会等において普及・啓発する内容を修正する。	
第1 自主防災組織の実践活動の促進 (略)	
1 防災知識等の普及・啓発 地震発生時における自主防災組織の役割や活動内容を構成員に周知する必要があることから、「市民防災対応マニュアル」、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム(GIS)の活用による防災情報、広島 <del>の</del> 地域特性を踏まえた防災意識啓発DVD、「平成25年度広島市地震被害想定」等を活用したリーダー研修会や懇談会、防災に関する講習会・講演会、さらには地域における防災フェア等各種行事の実施にあたり、東日本大震災の教訓等を取り入れ、防災知識の普及・啓発を図る。 また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 2～5 (略)	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第18節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施	頁  77
<p>第2 防災訓練の実施・指導《消防局防災課・予防課・各消防署》</p> <p>震災時における防災活動を円滑に行うため、本市及び関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の普及・啓発を行う。</p> <p>また、            _____居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の災害時要援護者や女性の参画を得るとともに、災害時要援護者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。</p> <p>さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。</p> <p>1～5 (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、防災訓練の実施・指導に関する記述を修正する。	
<p>第2 防災訓練の実施・指導《消防局防災課・予防課・各消防署》</p> <p>震災時における防災活動を円滑に行うため、本市及び関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の普及・啓発を行う。</p> <p>また、「平成25年度広島市地震被害想定」において示された具体的な被害予測を踏まえた内容で実施し、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の災害時要援護者や女性の参画を得るとともに、災害時要援護者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。</p> <p>さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。</p> <p>1～5 (略)</p>	



修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第23節 災害時における要援護者への避難支援等	頁  184・185
<p>1. 要援護者の安否確認と要望の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人市民の安否・所在に関する情報収集</u>            外国人学校、領事館、外国人コミュニティ支援団体等と連携して、外国人市民の安否・所在に関する情報の収集を行い、区災害対策本部へ情報提供する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>外国人市民の相談窓口</u>            広島国際会議場内に開設している「広島市外国人市民の生活相談コーナー」において、生活相談業務等を実施するとともに、広島県が(公財)ひろしま国際センターに開設している「外国人総合相談窓口」と連携をとりながら、外国人市民の相談等の充実と外国人市民への周知に努める。</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 災害時において、広島市災害多言語支援センターを設置するとともに、外国人等の安否・所在情報の収集、情報の多言語発信、相談・問い合わせ対応を実施することを追加する。
<p>1 要配慮者の安否確認と要望の把握</p> <p>(1) (略)</p> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>広島市災害多言語支援センター</u>            災害対策本部体制発令時に広島市災害多言語支援センターを設置し、以下の業務を行う。            ア 外国人(外国人市民、旅行者等の短期滞在者)の安否・所在情報の収集を行う。            イ 日本語に不慣れた外国人等に対して正しい情報を提供するための多言語発信を行う。            ウ 外国人被災者やその関係者の相談・問い合わせに対する対応を行う。</p>

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  191
--	--------------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》  
1～3 (略)  
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等  
下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)

修 正 後

修 正 理 由  
○ 外国人等の安否・所在情報の収集、多言語による情報の発信等を実施する広島市災害多言語支援センターの運営協力のために、平成26年2月4日に「公益財団法人広島平和文化センター」と協定を締結したことから、協力要請先に追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》  
1～3 (略)  
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等  
下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
広島市災害多言語支援センターの 運営《市民局人権啓発課》	公益財団法人広島平和文化センター	資料編参考 51

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第23節 災害時における要援護者への避難支援等	頁  218・219
<p>1 要援護者の安否確認と要望の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国人市民の安否・所在に関する情報収集  <u>外国人学校、領事館、外国人コミュニティ支援団体等と連携して、外国人市民の安否・所在に関する情報の収集を行い、区災害対策本部へ情報提供する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 外国人市民の相談窓口  <u>広島国際会議場内に開設している「広島市外国人市民の生活相談コーナー」において、生活相談業務等を実施するとともに、広島県が(公財)ひろしま国際センターに開設している「外国人総合相談窓口」と連携をとりながら、外国人市民の相談等の充実と外国人市民への周知に努める。</u></p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 災害時において、広島市災害多言語支援センターを設置するとともに、外国人等の安否・所在情報の収集、情報の多言語発信、相談・問い合わせ対応を実施することを追加する。
<p>1 要配慮者の安否確認と要望の把握</p> <p>(1) (略)</p> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 広島市災害多言語支援センター  <u>災害対策本部体制発令時に広島市災害多言語支援センターを設置し、以下の業務を行う。</u>  <u>ア 外国人(外国人市民、旅行者等の短期滞在者)の安否・所在情報の収集を行う。</u>  <u>イ 日本語に不慣れな外国人等に対して正しい情報を提供するための多言語発信を行う。</u>  <u>ウ 外国人被災者やその関係者の相談・問い合わせに対する対応を行う。</u></p>

2

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  224
--	--------------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》  
1～3 (略)  
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等  
下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)

修 正 後

修 正 理 由  
○ 外国人等の安否・所在情報の収集、多言語による情報の発信等を実施する広島市災害多言語支援センターの運営協力のために、平成26年2月4日に「公益財団法人広島平和文化センター」と協定を締結したことから、協力要請先に追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》  
1～3 (略)  
4 具体的な協力内容を協定している民間団体等  
下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
広島市災害多言語支援センターの運営《市民局人権啓発課》	公益財団法人広島平和文化センター	資料編参考 51

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  191
--	--------------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)

修正後

修正理由

- 平成26年1月10日に広島市とフレスタグループとの間で、食料・生活必需品の緊急調達等に関する協力について協定を締結したことから、協力要請先に追加する。
- 平成26年3月1日に広島市と㈱アクアクララ中国との間で、飲料品の緊急調達等に関する協力について協定を締結したことから、協力要請先に追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
災害時における食料・生活必需品の緊急調達等《経済観光局商業振興課》	フレスタグループ	資料編参考 50
災害時における飲料品の緊急調達等《経済観光局農政課》	㈱アクアクララ中国	資料編参考 52

修 正 前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  224
--	--------------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)

修 正 後

修正理由

- 平成26年1月10日に広島市とフレスタグループとの間で、食料・生活必需品の緊急調達等に関する協力について協定を締結したことから、協力要請先に追加する。
- 平成26年3月1日に広島市と(株)アクアクララ中国との間で、飲料品の緊急調達等に関する協力について協定を締結したことから、協力要請先に追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
災害時における食料・生活必需品の緊急調達等《経済観光局商業振興課》	フレスタグループ	資料編参考 50
災害時における飲料品の緊急調達等《経済観光局農政課》	(株)アクアクララ中国	資料編参考 52

修 正 前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  191
--	--------------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)

修 正 後

修 正 理 由

○ 平成26年3月24日に広島市と広島県冷凍空調工業会との間で、空調設備等の応急対策に関する協力について協定を締結したことから、協力要請先に追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
災害時における空調設備等の応急対策《消防局防災課》	広島県冷凍空調工業会	資料編参考56

修正前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  224
--	--------------

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)

修正後

修正理由

○ 平成26年3月24日に広島市と広島県冷凍空調工業会との間で、空調設備等の応急対策に関する協力について協定を締結したことから、協力要請先に追加する。

第1 民間団体等への協力要請《消防局防災課》

1～3 (略)

4 具体的な協力内容を協定している民間団体等

下記の団体等に対する協力要請が必要な場合には、それぞれの協定に基づき要請を行う。

協力内容	団体名	資料番号
(略)	(略)	(略)
災害時における空調設備等の応急対策《消防局防災課》	広島県冷凍空調工業会	資料編参考56



修 正 前	
基本・風水害対策編 第1章 総則 第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	頁  4・5
第1～3 (略)	
第4 指定地方行政機関 中国管区警察局、中国四国防衛局、中国総合通信局、中国財務局、中国四国厚生局、広島労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、広島地方気象台、第六管区海上保安本部	
<input type="radio"/> 各機関の業務に応じた防災上必要な活動	
第5 (略)	
第6 指定公共機関 国立病院機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、日本通運株式会社、中国電力株式会社、KDD I 株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
<input type="radio"/> 各機関の業務に応じた防災上必要な活動	
第7 指定地方公共機関 広島ガス株式会社、広島電鉄株式会社、西鉄運輸株式会社、たの海運株式会社、瀬戸内海汽船株式会社、マロックス株式会社、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、広島県厚生農業協同組合連合会、社団法人広島県医師会、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島エフエム放送株式会社	
<input type="radio"/> 各機関の業務に応じた防災上必要な活動	
第8 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 <input type="radio"/> 国による指定公共機関の追加指定（平成 25 年 10 月 1 日）等に伴い、指定公共機関及び指定地方公共機関等に各機関を追加する。 <input type="radio"/> 「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ」の名称変更に伴い、修正する。	
第1～3 (略)	
第4 指定地方行政機関 中国管区警察局、中国四国防衛局、中国総合通信局、中国財務局、中国四国厚生局、広島労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国地方整備局、中国運輸局、広島地方気象台、第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所	
<input type="radio"/> 各機関の業務に応じた防災上必要な活動	
第5 (略)	
第6 指定公共機関 国立病院機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、日本通運株式会社、中国電力株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	
<input type="radio"/> 各機関の業務に応じた防災上必要な活動	
第7 指定地方公共機関 広島ガス株式会社、広島電鉄株式会社、西鉄運輸株式会社、たの海運株式会社、瀬戸内海汽船株式会社、マロックス株式会社、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、広島県厚生農業協同組合連合会、社団法人広島県医師会、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島エフエム放送株式会社、双葉運輸株式会社	
<input type="radio"/> 各機関の業務に応じた防災上必要な活動	
第8 (略)	

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  193
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《企画総務局情報政策課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》 1～8 (略)	

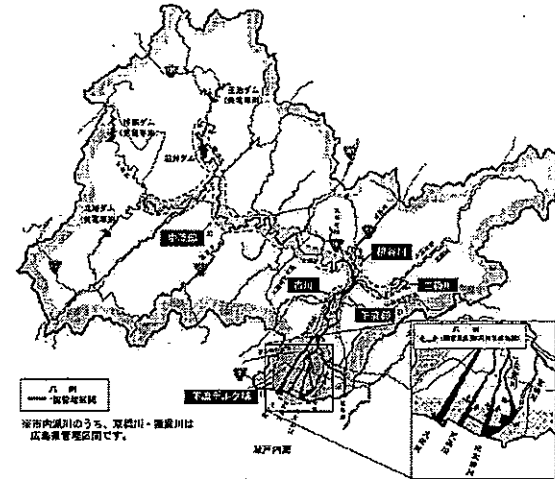
修正後
修正理由 ○ 大規模災害により本市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合の、県知事による、本市の行う応急措置の事務の代行について規定する。 ○ 大規模災害により本市及び県が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合の、指定行政機関の長等による、本市の行う応急措置の事務の代行について規定する。
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《企画総務局情報政策課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》 1～8 (略) 9 国等による応急措置の代行 ① 県は、被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が実施すべき権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置に実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を本市に代わって行うものとする。 ② 指定行政機関等は、被災により本市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が応急措置を実施すべき権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急阻止の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、本市に代わって行うものとする。

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第25節 応援要請及び協力要請	頁  226
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《企画総務局情報政策課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》 1～8 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 大規模災害により本市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合の、県知事による、本市の行う応急措置の事務の代行について規定する。 ○ 大規模災害により本市及び県が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合の、指定行政機関の長等による、本市の行う応急措置の事務の代行について規定する。
第3 国及び他の地方公共団体等への応援要請《企画総務局情報政策課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局防災課、水道局企画総務課、下水道局河川課、道路交通局道路計画課》 1～8 (略)
9 国等による応急措置の代行 (1) 県は、被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が実施すべき権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置に実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を本市に代わって行うものとする。 (2) 指定行政機関等は、被災により本市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が応急措置を実施すべき権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急阻止の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、本市に代わって行うものとする。

修正前	
水防計画 第一章 河川管理者による水防活動への協力（新設）	頁

修正後																																								
<p>修正理由</p> <p>○ 水防法及び河川法の改正（平成 25 年 6 月 12 日）に伴い、河川管理者による水防管理団体（本市）が行う水防への協力事項を追加する。</p>																																								
<p><b>第1節 河川管理者の協力</b></p> <p>河川管理者である国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長及び広島県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防活動に次の協力を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市に対する、河川に関する情報の提供</li> <li>2 重要水防箇所の合同点検の実施</li> <li>3 本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</li> <li>4 本市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</li> <li>5 本市の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</li> </ol>																																								
<p><b>第2節 太田川河川事務所長による協力</b></p> <p>国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所長（以下この節において、「河川管理者」という。）と広島市は、本市が行う水防活動に対する河川管理者の協力について、以下のとおり定める。</p>																																								
<p><b>第1 河川管理者の水防活動への協力の範囲</b></p> <p>河川管理者の水防活動への協力の対象区間は、圏管理区間とする。</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名称</th> <th>上流域</th> <th>下流域</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太田川</td> <td>広島県山県郡安芸太田町字野島 1138 番の2地先の国道路</td> <td>瀬に至る</td> <td>73.0</td> </tr> <tr> <td>旧太田川</td> <td>太田川からの分派点</td> <td>瀬に至る</td> <td>8.67</td> </tr> <tr> <td>美濃川</td> <td>旧太田川からの分派点</td> <td>瀬に至る</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>美安川</td> <td>旧太田川からの分派点</td> <td>旧太田川への合流点</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>戸坂川</td> <td>左岸:広島県広島市東区戸坂千足 2丁目 901 番の2地先・ 右岸:広島県広島市東区戸坂千足 2丁目 554 番の2地先</td> <td>太田川への合流点</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>吉川</td> <td>太田川からの分派点</td> <td>太田川への合流点</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>吉野川</td> <td>左岸:広島県広島市安佐北区神野町字最王 1020 番地先 右岸:広島県広島市安佐北区神野町字六所 1018 番地先</td> <td>太田川への合流点</td> <td>9.45</td> </tr> <tr> <td>穂谷川</td> <td>左岸:広島県広島市安佐北区可部町下町屋字土居 428 番の2地先 右岸:広島県広島市安佐北区可部町下町屋字横割 2270 番地先</td> <td>太田川への合流点</td> <td>5.45</td> </tr> <tr> <td>茨山川</td> <td>左岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山内字神野先 右岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山内イ山内尾 323 番 30 地先</td> <td>太田川への合流点</td> <td>12.9</td> </tr> </tbody> </table>	河川名称	上流域	下流域	延長 (km)	太田川	広島県山県郡安芸太田町字野島 1138 番の2地先の国道路	瀬に至る	73.0	旧太田川	太田川からの分派点	瀬に至る	8.67	美濃川	旧太田川からの分派点	瀬に至る	6.4	美安川	旧太田川からの分派点	旧太田川への合流点	5.4	戸坂川	左岸:広島県広島市東区戸坂千足 2丁目 901 番の2地先・ 右岸:広島県広島市東区戸坂千足 2丁目 554 番の2地先	太田川への合流点	0.1	吉川	太田川からの分派点	太田川への合流点	7.2	吉野川	左岸:広島県広島市安佐北区神野町字最王 1020 番地先 右岸:広島県広島市安佐北区神野町字六所 1018 番地先	太田川への合流点	9.45	穂谷川	左岸:広島県広島市安佐北区可部町下町屋字土居 428 番の2地先 右岸:広島県広島市安佐北区可部町下町屋字横割 2270 番地先	太田川への合流点	5.45	茨山川	左岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山内字神野先 右岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山内イ山内尾 323 番 30 地先	太田川への合流点	12.9
河川名称	上流域	下流域	延長 (km)																																					
太田川	広島県山県郡安芸太田町字野島 1138 番の2地先の国道路	瀬に至る	73.0																																					
旧太田川	太田川からの分派点	瀬に至る	8.67																																					
美濃川	旧太田川からの分派点	瀬に至る	6.4																																					
美安川	旧太田川からの分派点	旧太田川への合流点	5.4																																					
戸坂川	左岸:広島県広島市東区戸坂千足 2丁目 901 番の2地先・ 右岸:広島県広島市東区戸坂千足 2丁目 554 番の2地先	太田川への合流点	0.1																																					
吉川	太田川からの分派点	太田川への合流点	7.2																																					
吉野川	左岸:広島県広島市安佐北区神野町字最王 1020 番地先 右岸:広島県広島市安佐北区神野町字六所 1018 番地先	太田川への合流点	9.45																																					
穂谷川	左岸:広島県広島市安佐北区可部町下町屋字土居 428 番の2地先 右岸:広島県広島市安佐北区可部町下町屋字横割 2270 番地先	太田川への合流点	5.45																																					
茨山川	左岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山内字神野先 右岸:広島県山県郡安芸太田町字猪山内イ山内尾 323 番 30 地先	太田川への合流点	12.9																																					



第2 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、本市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 本市に対する、河川に関する情報の提供

内容	提供手段	提供方法等
雨量・水位のデータ	太田川河川事務所ホームページ	<a href="http://www.sgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/index.html">http://www.sgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/index.html</a>
	西野町向け川の防災情報(兼ID-PR)	<a href="http://city.river.go.jp/itla_city.html">http://city.river.go.jp/itla_city.html</a>
	広島県ホームページ(広島県防災WEB)	<a href="http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/info/dsp?dsp=RI0100">http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/info/dsp?dsp=RI0100</a>
河川(定倉)のライブ映像	TV地上デジタル放送	NHK(総合・1チャンネル)の子犬放送(生活・防災情報)
河川水位・潮位予測	太田川河川事務所ホームページ	<a href="http://www.sgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/canera/spishi_tchiran.html">http://www.sgr.mlit.go.jp/ootagawa/map/canera/spishi_tchiran.html</a>
洪水時の河川監視結果	太田川・小瀬川水位予測システム	予測結果により必要に応じて
排水機場等河川管理施設の操作状況		
CCTV画像(キャプチャによる静止画像)	主にメール	水防管理団体の要望により、第3の連絡窓口で情報提供
へり監視画像		
洪水直撃・浸水状況調査結果		

2 河川管理施設を利用した避難情報の周知

本市は、下記の協定及び実施要領に基づき、河川管理者が所有する警報施設及び情報掲示板を用い、地域住民に避難勧告等の情報を周知することができる。

<協定内容>

- ・高瀬堰、大芝水門及び祇園水門放流警報設備協定書
- ・高瀬堰、大芝水門及び祇園水門放流警報設備実施要領

3 出水期前の合同点検および訓練の実施

河川管理者と本市が出水期前に重要水防箇所及び水防資器材の備蓄状況を現地点検し、洪水時の水防活動が速やかに行えるよう意志疎通を図る。

修正前

修正後

4 河川管理者・本市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

河川管理者は本市の求めに応じ、「水防訓練」、「水防技術講習会」及び「防災に関する講習会」へ職員を派遣し、防災技術の向上・防災意識の啓発の支援を行う

必要に応じて、本市は河川管理者が実施する「排水機場や排水ポンプ車の運転訓練」に参加し、河川管理施設周辺の水防活動が速やかに行えるよう準備を行う。

5 河川管理者の備蓄資器材・災害対策機械の提供・貸与

河川管理者は本市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材及び備蓄資器材の提供又は貸与を行う。経費の負担については、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」のとおりとする。

6 水防に関する情報又は資料を収集に係る河川管理者の職員の派遣

本市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集及び提供するため、河川管理者は職員の派遣を行う。

<協定等の内容>

災害時における相互協力に関する基本協定書

7 水防活動の記録及び広報活動での協力

河川管理者及び本市は、洪水時及び洪水後において水防活動の記録及び被災情報・水文観測資料等の基礎的な情報だけでなく、必要に応じてパンフレットなどの広報資料の共有や広報誌掲載・配布・防災イベントなどで協力し、効率的に地域住民等の防災意識の啓発に努める。

第3 河川に関する情報の提供

連絡方法は、原則、メール又は FAX 及び電話連絡とし下記のとおりとする。また、緊急時にはホットライン（太田川河川事務所長と広島市長が直接電話連絡）での連絡により迅速な対応を行う。

<第2のうち、1、2、3、6の項目>

	河川管理者	水防管理団体
窓口	太田川河川事務所 調査課第一課	広島市消防局 危機管理部防災課
TEL	082-222-0245	082-546-3441
FAX	082-222-2432	082-247-1645
メール	ontagawa-saigai@cgr.mlit.go.jp	fs-bosai@city.hiroshima.lg.jp fs-kiki@city.hiroshima.lg.jp

<第2のうち、4、5の項目>

	指定地方行政機関	水防管理団体
窓口	中国地方整備局 防災課	広島市消防局 危機管理部防災課
TEL	082-227-2651	082-546-3441
FAX	082-227-1050	082-247-1645
メール	bousai@cgr.mlit.go.jp	fs-bosai@city.hiroshima.lg.jp fs-kiki@city.hiroshima.lg.jp

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁  16・17
第1 洪水予防対策 1・2 (略) 3 避難警戒体制の整備《下水道局河川課、消防局防災課、各区地域起こし推進課》(略) (1) (略) (2) 地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「 <u>災害時要援護者利用施設</u> 」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地（水防計画別表第14において規定） なお、地下街等及び <u>災害時要援護者利用施設</u> は次のとおりとし、これらの施設 _____ _____への洪水予報等の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム又はファックス等による。 (略) 【 <u>災害時要援護者利用施設</u> 】 (略) (3) 水防計画別表第14に掲げる地下街等の所有者又は管理者は、_____共同して次の事項を記載した計画（以下「 <u>避難確保計画</u> 」という。） _____を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。 _____ _____ 本市は、報告された避難確保_____計画をホームページ等で公表する。 ア 洪水時の防災体制に関する事項 イ 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項 _____ ウ 利用者の洪水時の避難の確保_____を図るための施設の整備に関する事項。 エ 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 _____ _____ _____	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 水防法の改正により、地下街等の所有者等に対し浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置等が義務付けられたことから、計画策定等に係る指導、支援等について規定する。	
第1 洪水予防対策 1・2 (略) 3 避難警戒体制の整備《下水道局河川課、消防局防災課、各区地域起こし推進課》(略) (1) (略) (2) 地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「 <u>要配慮者利用施設</u> 」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地（水防計画別表第14において規定） なお、地下街等及び_____要配慮者利用施設は次のとおりとし、これらの施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員（要配慮者利用施設は自衛水防組織が設置された場合）に限る。）への洪水予報等の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム又はファックス等による。 (略) [_____要配慮者利用施設] (略) (3) 水防計画別表第14に掲げる地下街等の所有者又は管理者は、 <u>単独又は共同して、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「<u>避難確保・浸水防止計画</u>」という。）</u> を作成し、市長に報告するとともに、これを公表する。 <u>また、地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止のための訓練を行うほか、自衛水防組織を設置し、当該自衛水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市長に報告する。</u> <u>本市は、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。</u> <u>【<u>避難確保・浸水防止計画に定めるべき事項（水防法施行規則第5条）</u>】</u> ア 洪水時の防災体制に関する事項 イ 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項 ウ 洪水時の浸水防止に関する事項 エ _____洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水防止を図るための施設の整備に関する事項 オ 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 カ 自衛水防組織の業務に関する事項 <u>（ア）水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項</u> <u>（イ）自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項</u> <u>（ウ）その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項</u>	

修正前

オ その他 \_\_\_\_\_ 利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保  
\_\_\_\_\_ を図るために必要な措置に関する事項

修正後

キ 上記に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時の浸水防止を図るために必要な措置に関する事項  
【自衛水防組織の設置に係る報告事項（水防法施行規則第8条）】  
ア 施設管理者の氏名及び連絡先  
イ 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置  
ウ 洪水予報の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先  
(4) 地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の設置等の自衛水防の取組を推進するため、本市は必要な指導・支援を行う。



修 正 前	
水防計画 第4章 避難対策 第4節 災害種別に応じた避難	頁  417
第1 洪水への対応 1～3 (略) 4 浸水想定区域における警戒避難体制 (略) (1)～(3) (略) (4) 水防法に基づき別表第14に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保 _____ _____計画に基づく情報伝達や避難誘導、浸水防止対策等により利用者の迅速な避難等安全の確保等を行う _____。 (5) 地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。 _____ _____ (6) 本市は、水防法に基づき別表第14に掲げる施設 _____ _____に対して洪水予報等必要な情報を広島市防災情報メール配信システム又はファックス等により伝達する。 また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 水防法の改正により、地下街等の所有者等に対し浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置等が義務付けられたことから、計画策定等に係る指導、支援等について規定する。
第1 洪水への対応 1～3 (略) 4 浸水想定区域における警戒避難体制 (略) (1)～(3) (略) (4) 水防法に基づき別表第14に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、洪水発生時には、計画に基づく情報伝達や避難誘導、浸水防止対策等により利用者の迅速な避難等安全の確保等を行うほか、平常時には、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止のための訓練を行う。 (5) 地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。 (6) 本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、必要な指導・支援を行う。 (7) 本市は、水防法に基づき別表第14に掲げる施設(所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員(要配慮者利用施設は自衛水防組織が設置された場合)に限る。)に対して洪水予報等必要な情報を広島市防災情報メール配信システム又はファックス等により伝達する。 また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。

修正前															
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画	頁 25														
<p>第9 ライフラインにおける災害の予防対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 復旧活動支援体制の整備《消防局防災課》</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧活動支援拠点の候補地の確保</p> <p>大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点として次のとおり候補地を指定する。</p> <p>なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>候補地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南区</td> <td>広島競輪場(駐車場)</td> </tr> <tr> <td>安佐南区</td> <td>沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場(太田川右岸・安佐大橋下流側) 広島修道大学第一駐車場</td> </tr> <tr> <td>安佐北区</td> <td>太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場(太田川左岸・口田南一丁目) 中国電力(株)南原研修所(多目的グラウンド等)</td> </tr> <tr> <td>安芸区</td> <td>矢野南三丁目市有地</td> </tr> <tr> <td>廿日市市</td> <td>廿日市市宮園野球場</td> </tr> <tr> <td>熊野町</td> <td>熊野町民グラウンド</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 廿日市市が被災した場合は沼田運動広場を、熊野町が被災した場合は矢野第二中学校(仮称)建設予定地を候補地と位置付ける。</p>		区分	候補地	南区	広島競輪場(駐車場)	安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場(太田川右岸・安佐大橋下流側) 広島修道大学第一駐車場	安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場(太田川左岸・口田南一丁目) 中国電力(株)南原研修所(多目的グラウンド等)	安芸区	矢野南三丁目市有地	廿日市市	廿日市市宮園野球場	熊野町	熊野町民グラウンド
区分	候補地														
南区	広島競輪場(駐車場)														
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場(太田川右岸・安佐大橋下流側) 広島修道大学第一駐車場														
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場(太田川左岸・口田南一丁目) 中国電力(株)南原研修所(多目的グラウンド等)														
安芸区	矢野南三丁目市有地														
廿日市市	廿日市市宮園野球場														
熊野町	熊野町民グラウンド														

修正後																	
<p>修正理由</p> <p>○ ライフライン復旧活動支援拠点候補地として草津公園他2施設を指定したため、追加する。</p>																	
<p>第9 ライフラインにおける災害の予防対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 復旧活動支援体制の整備《消防局防災課》</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧活動支援拠点の候補地の確保</p> <p>大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点として次のとおり候補地を指定する。</p> <p>なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>候補地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南区</td> <td>広島競輪場(駐車場)</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>草津公園</td> </tr> <tr> <td>安佐南区</td> <td>沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場(太田川右岸・安佐大橋下流側) 広島修道大学第一駐車場、奥畑防災調節池公園</td> </tr> <tr> <td>安佐北区</td> <td>太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場(太田川左岸・口田南一丁目) 中国電力(株)南原研修所(多目的グラウンド等)、寺山公園</td> </tr> <tr> <td>安芸区</td> <td>矢野南三丁目市有地</td> </tr> <tr> <td>廿日市市</td> <td>廿日市市宮園野球場</td> </tr> <tr> <td>熊野町</td> <td>熊野町民グラウンド</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 廿日市市が被災した場合は沼田運動広場を、熊野町が被災した場合は矢野第二中学校(仮称)建設予定地を候補地と位置付ける。</p>		区分	候補地	南区	広島競輪場(駐車場)	西区	草津公園	安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場(太田川右岸・安佐大橋下流側) 広島修道大学第一駐車場、奥畑防災調節池公園	安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場(太田川左岸・口田南一丁目) 中国電力(株)南原研修所(多目的グラウンド等)、寺山公園	安芸区	矢野南三丁目市有地	廿日市市	廿日市市宮園野球場	熊野町	熊野町民グラウンド
区分	候補地																
南区	広島競輪場(駐車場)																
西区	草津公園																
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場(太田川右岸・安佐大橋下流側) 広島修道大学第一駐車場、奥畑防災調節池公園																
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場(太田川左岸・口田南一丁目) 中国電力(株)南原研修所(多目的グラウンド等)、寺山公園																
安芸区	矢野南三丁目市有地																
廿日市市	廿日市市宮園野球場																
熊野町	熊野町民グラウンド																

修正前

震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁  51
--------------------------------------	-------------

第7 防災関係機関相互の連携体制の確保  
(略)  
1 (略)  
2 ライフラインの応急復旧に係わる関係機関の連携体制《各ライフライン事業者》  
(1)・(2) (略)  
(3) 復旧活動支援拠点の候補地の確保  
大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点として次のとおり候補地を指定する。  
なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。

区分	候補地
南区	広島競輪場(駐車場)
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場(太田川右岸・安佐大橋下流側) 広島修道大学第一駐車場
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場(太田川左岸・口田南一丁目) 中国電力(備南原研修所(多目的グラウンド等))
安芸区	矢野南三丁目市有地
廿日市市	廿日市市宮園野球場
熊野町	熊野町民グラウンド

(注) 廿日市市が被災した場合は沼田運動広場を、熊野町が被災した場合は矢野第二中学校(仮称)建設予定地を候補地と位置付ける。

(4) (略)

修正後

修正理由:  
○ ライフライン復旧活動支援拠点候補地として草津公園他2施設を指定したため、追加する。

第7 防災関係機関相互の連携体制の確保  
(略)  
1 (略)  
2 ライフラインの応急復旧に係わる関係機関の連携体制《各ライフライン事業者》  
(1)・(2) (略)  
(3) 復旧活動支援拠点の候補地の確保  
大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動支援拠点として次のとおり候補地を指定する。  
なお、ヘリコプターや大型車両の運用、資機材保管スペース等を考慮した候補地の追加確保に取り組む。

区分	候補地
南区	広島競輪場(駐車場)
西区	草津公園
安佐南区	沼田運動広場 太田川河川敷川内グラウンド・安佐大橋駐車場(太田川右岸・安佐大橋下流側) 広島修道大学第一駐車場、奥畑防災調節池公園
安佐北区	太田川河川敷小田グラウンド・小田第二駐車場(太田川左岸・口田南一丁目) 中国電力(備南原研修所(多目的グラウンド等))、 <u>草津公園</u>
安芸区	矢野南三丁目市有地
廿日市市	廿日市市宮園野球場
熊野町	熊野町民グラウンド

(注) 廿日市市が被災した場合は沼田運動広場を、熊野町が被災した場合は矢野第二中学校(仮称)建設予定地を候補地と位置付ける。

(4) (略)

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第2節 災害応急組織の編成・運用

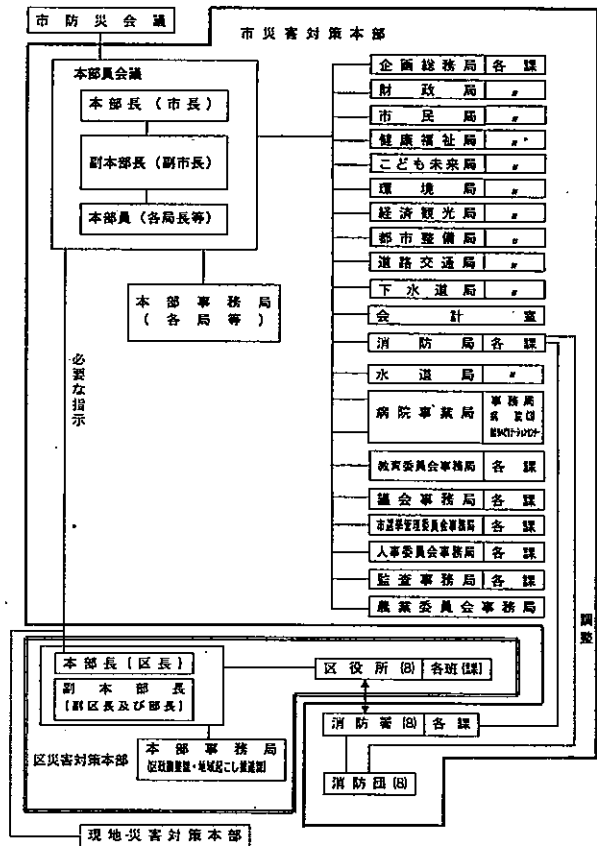
頁

59

第4 災害対策本部《消防局防災課》

(略)

表3-2-1 災害対策本部の組織及び指揮の概要



修正後

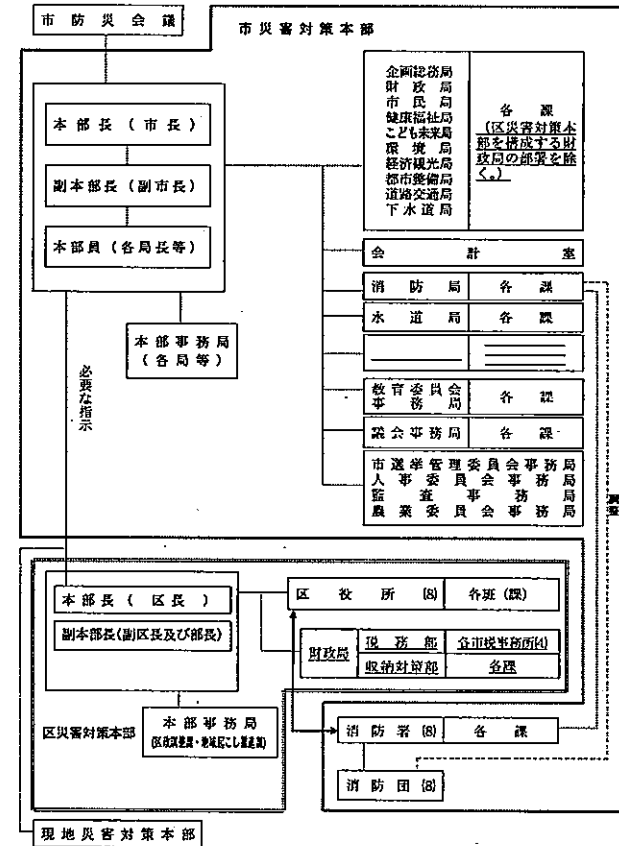
修正理由

○ 本市の組織改正に伴い、災害対策本部の組織の構成を修正する。

第4 災害対策本部《消防局防災課》

(略)

表3-2-1 災害対策本部の組織及び指揮の概要



(注) 区災害対策本部に財政局の部署(税務部各市税事務所又は収納対策部)を充てる場合には、区長が財政局長と協議して決定する。

修正前

震災対策編

第3章 震災応急対策

第2節 災害応急組織の編成・運用

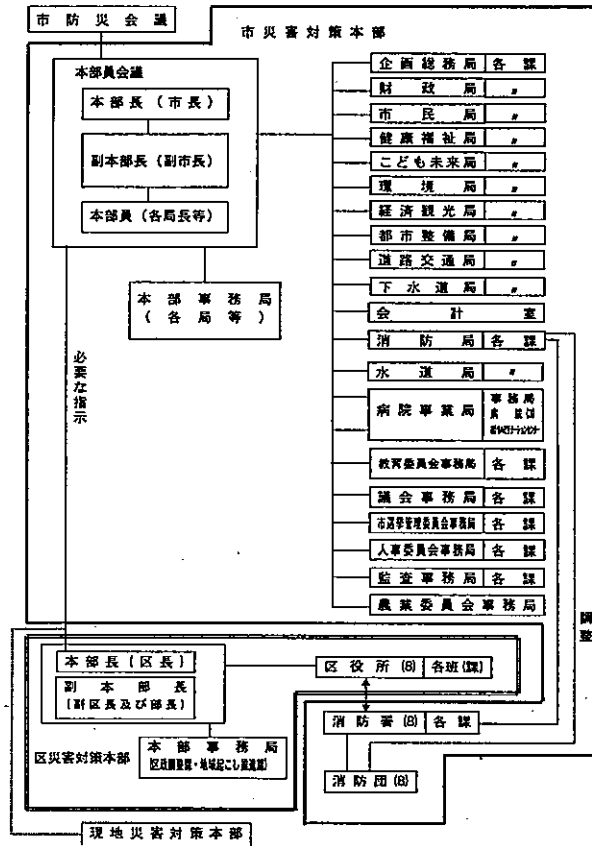
頁

93

第3 災害対策本部《消防局防災課》

(略)

表3-2-1 災害対策本部の組織及び指揮の概要



修正後

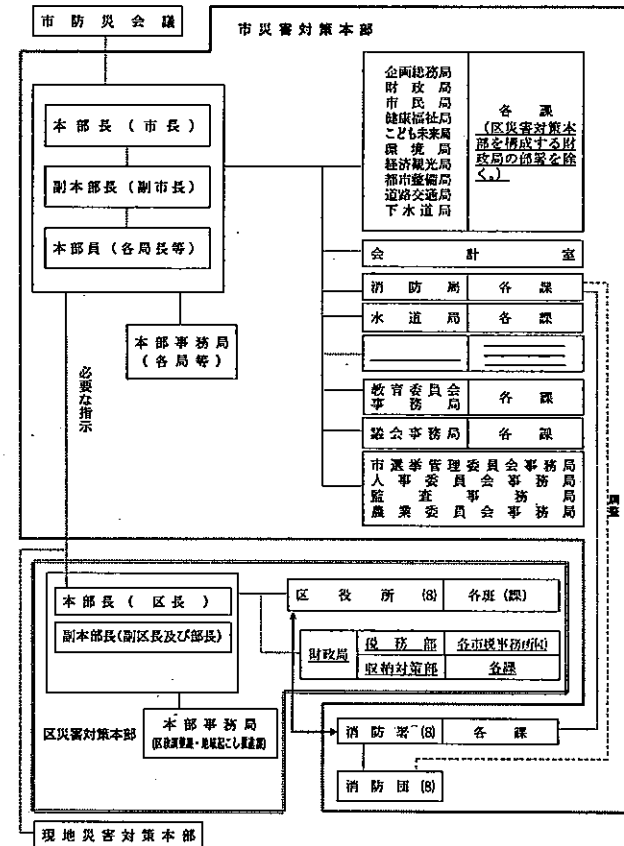
修正理由

○ 本市の組織改正に伴い、災害対策本部の組織の構成を修正する。

第3 災害対策本部《消防局防災課》

(略)

表3-2-1 災害対策本部の組織及び指揮の概要



(注) 区災害対策本部に財政局の部署(税務課各市税事務所又は収納対策部)を充てる場合には、区長が財政局長と協議して決定する。

修正前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 61
第4 災害対策本部 (略) 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務 (略) (3) 区災害対策本部の分掌事務 (略)	

修正後
修正理由 ○ 本市の組織改正等に伴い、災害対策本部分掌事務を修正する。
第4 災害対策本部 (略) 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務 別紙のとおり (3) 区災害対策本部の分掌事務 別紙のとおり